

議案第三十五号

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年六月五日

提出者

杉並区長

山田

宏

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十九年杉並区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「次条」を「第十二条」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限）

第十一条の二 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するため
に請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第十条に規定する勤務（以下
「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできな
い事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に
関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

第十二条の見出し中「育児又は」を「小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の」に改め、同条第一項中「（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）」を削り、「、第十条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）」を「超過勤務」に改め、同条第二項中「（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）」を削り、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条第三項中「育児又は」を「小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（超勤代休時間）

第十二条の二 教育委員会は、杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）第二十二條第五項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員が請求した場合には、教育委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、教育委員会規則で定める期間内にある第四条又は第六条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（第十五条第一項において「勤務日等」という。）（次条に規定する休日及び第十五条に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

2 前項の規定により超勤代休時間を承認された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十五条第一項中「第四条又は第六条第一項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（）」を「勤務日等（第十二条の二の規定により超勤代休時間が承認された勤務日等、）」に改める。

第十八条第一項中「及びボランティア休暇」を「、ボランティア休暇及び短期の介護休暇」に改める。

第十九条第一項中「介護休暇」の下に「（前条第一項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十一条の二及び第十二条に規定する超勤勤務の制限に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成十九年杉並区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「ときは、」の下に「勤務時間条例第十二条の二第一項に規定する超勤代休時間及び」を加える。

第二十二条に次の二項を加える。

6 勤務時間条例第十二条の二第一項に規定する超勤代休時間を承認された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する六十時間を超

えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の承認により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

一 前項第一号に規定する時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第二項に規定する教育委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合

二 前項第二号に規定する時間 百分の五十から第三項に規定する教育委員会規則で定める割合を減じた割合

7 第四項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第二項に規定する教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第二十四条中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改める。

（提案理由）

三歳に満たない子の育児を行う学校教育職員の超過勤務の制限に係る制度を導入する等の必要がある。

杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
 条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 前項の規定は、第十九条第一項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの(第十二条において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。</p> <p>この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「第十九条第一項に規定する日常生活を営むこ</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 前項の規定は、第十九条第一項に規定する日常生活を営むことに支障があるもの(次条において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。</p> <p>この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「第</p>

とに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとす
る。

3
略

（三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限）

第十一条の二 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第十条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 | 前項に規定するもののほか、三歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

（小学校就学の始期に達するまでの子の育児

とに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとす
る。

3
略

（育児又は

又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第十二条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて超過勤務

をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

が当該子

介護を行う職員の超過勤務の制限)

第十二条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員

の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、教育委員会規則で定める時間を超えて、第十条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、教育委員会規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子

が当該子

を「養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に
関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(超勤代休時間)

第十二条の二 教育委員会は、杉並区学校教育職員の給与に関する条例(平成十九年杉並区条例第十一号)第二十二條第五項の規定により超過勤務手当を支給すべき職員が請求した場合には、教育委員会規則の定めるところにより、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、教育委員会規則で定める期間内にある
第四条又は第六条の規定により正規の勤務時間が割り振られた日(第十五条第一項に

を「養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前二項に規定するもののほか、育児又は
介護を行う職員の超過勤務の制限に
関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

において「勤務日等」という。）（次条に規定する休日及び第十五条に規定する代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

2 | 前項の規定により超勤代休時間を承認された職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

（休日の代休日）

第十五条 教育委員会は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、勤務日等（第十二条の二の規定により超勤代休時間が承認された勤務日等、休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）を指定することができる。

2
略

（休日の代休日）

第十五条 教育委員会は、職員に休日に特に勤務することを命じた場合には、教育委員会規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、第四条又は第六条第一項の規定により正規の勤務時間が割り振られた日（休日及びこの項の規定により指定された代休日を除く。）を指定することができる。

2
略

(特別休暇)

第十八条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2
略

(介護休暇)

第十九条 教育委員会は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇と

(特別休暇)

第十八条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇及びボランティア休暇を承認するものとする。

2
略

(介護休暇)

第十九条 教育委員会は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇と

<p>して、介護休暇（前条第一項に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>附則第三項による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第二十一条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第十二条の二第一項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第十三条及び第十四条の規定による休日並びに勤務時間条例第十五条第一項の規定により指定された代休日という。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第十六条から第十八条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度と</p>
<p>して、介護休暇</p> <p>承認するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>を</p>	<p>旧 条 例</p> <p>（給与の減額）</p> <p>第二十一条 職員が勤務しないときは、休日（勤務時間条例第十三条及び第十四条の規定による休日並びに勤務時間条例第十五条第一項の規定により指定された代休日という。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第十六条から第十八条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度と</p>

する。)を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2
略

(超過勤務手当)

第二十二条 略

2
5
略

6 | 勤務時間条例第十二条の二第一項に規定する超勤代休時間を承認された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の承認により代えられた超過勤務手当の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号

する。)を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない一時間につき、第二十四条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2
略

(超過勤務手当)

第二十二条 略

2
5
略

に規定する割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

一 前項第一号に規定する時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第二項に規定する教育委員会規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合

二 前項第二号に規定する時間 百分の五十から第三項に規定する教育委員会規則で定める割合を減じた割合

7| 第四項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「第二項に規定する教育委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十四条 第二十一条第一項、第二十二條
第一項、第三項、第五項及び第六項並びに
前条に規定する勤務一時間当たりの給与額
は、給料の月額及び人事委員会の承認を得
て教育委員会規則で定める手当の月額の合
計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例
第三条第一項に規定する勤務時間に五十二
を乗じたものから同項に規定する勤務時間
を五で除して得た時間に人事委員会の承認
を得て教育委員会規則で定める日の数を乗
じたものを減じたもので除して得た額(次
の各号に掲げる者にあつては、その額に当
該各号に定める数を乗じて得た額)とす
る。

一及び二 略

(勤務一時間当たりの給与額の算出)

第二十四条 第二十一条第一項、第二十二條
第一項、第三項及び第五項 並びに
前条に規定する勤務一時間当たりの給与額
は、給料の月額及び人事委員会の承認を得
て教育委員会規則で定める手当の月額の合
計額に十二を乗じ、その額を勤務時間条例
第三条第一項に規定する勤務時間に五十二
を乗じたものから同項に規定する勤務時間
を五で除して得た時間に人事委員会の承認
を得て教育委員会規則で定める日の数を乗
じたものを減じたもので除して得た額(次
の各号に掲げる者にあつては、その額に当
該各号に定める数を乗じて得た額)とす
る。

一及び二 略